

開発事業に係る保育所等の設置又は整備について

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」では、1 ヘクタール以上の住宅開発事業を行う者に対し、必要に応じて公益的施設の設置又は整備をするための用地確保を義務付けています。

今般、就学前保育の充実を目的として、本開発事業に伴い保育所等を設置又は整備するための用地確保に係る基準を制定しようとするものです。

1 主な内容

(1)対象となる開発事業

新築等により増加する住宅(共同住宅は、床面積が40平方メートル以上)の数(以下、「開発住宅数」という。)が200以上の住宅開発事業とします。

(2)確保用地の面積

確保を要する用地は、開発住宅数に応じて下表のとおり定める保育所等が設置又は整備できる面積とします。ただし、市長が事業区域の周辺地域の保育提供量等から判断して用地確保の必要がないと認めるときは、この限りではありません。

開発住宅数	保育所等
200戸以上 400戸未満	次のいずれかとする。 1 定員80人程度の保育所 2 定員19人程度の小規模保育事業を行う事業所 3 事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児以外の定員が20人程度の事業所内保育事業を行う事業所
400戸以上 600戸未満	定員100人程度の保育所
600戸以上	定員120人程度の保育所

2 スケジュール(予定)

令和7年(2025年)12月5日～1月9日 市民意見の募集(パブリックコメント)

令和8年(2026年)4月1日 施行

「吹田市開発事業の手続等に関する条例(平成16年吹田市条例第13号)」(抜粋)

(学校等の用地の確保等)

第38条 開発事業者は、住宅開発事業を行うときは、地域の住民の就学等について関係行政機関と協議しなければならない。

2 開発事業者は、事業区域の面積が1ヘクタール以上の住宅開発事業を行う場合において、市長又は教育委員会が事業区域の規模に応じて学校、保育所等の公益的施設の設置又は整備をする必要があると認めるときは、市長又は教育委員会の定める基準により、これらの施設の設置又は整備に必要な用地を適正に確保しなければならない。市長又は教育委員会が特に必要があると認めるときは、事業区域の面積が1ヘクタール未満の住宅開発事業についても、同様とする。